

## 危険物積付検査及び危険物コンテナ収納検査の実施方法等

### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 検査の実施方法
- 第3章 検査証の交付等
- 第4章 検査員の選任
- 第5章 手数料及び旅費
- 第6章 雑則

### 第1章 総則

（目的）

**第1条** この附属書は、危険物等検査業務規程（平成16年本安技第16-30号、以下「規程」という。）第11条、第14条、第17条及び第18条の規定に基づき、危険物積付検査及び危険物コンテナ収納検査の実施方法等に関し必要な事項を定めたものである。

（用語）

**第2条** この附属書において使用する用語は、規程において使用する用語の例によるほか、この附属書に限り次の表の左欄に掲げる用語は右欄に掲げるものをいう。

省 令	危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和32年運輸省令第30号）
危険物告示	船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和54年運輸省告示第549号）
放射性物質告示	船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示（昭和52年運輸省告示第585号）

### 第2章 検査の実施方法

（検査の実施の要領等）

**第3条** 検査の実施の要領は、別記に定めるところによる。

**第4条** 検査を執行する危険物検査員は、検査を行うに当たって、船舶等により運送される危険物の容器、包装、正標札及び副標札、積載方法、コンテナへの収納方法その他運送の方法等が省令並びに危険物告示、放射性物質告示及び関係通達の規定に適合していることを確認するものとする。

### 第3章 検査証の交付等

（文書の作成等）

**第5条** 検査証その他の発信文書に係る決裁文書は、起案用紙を用いて起案するものとする。

（専決）

**第6条** 検査の合格不合格の決定及び検査証その他の発信文書に係る決裁は、検査事業所の長が専決として処理することができるものとする。

- 前項の規定により検査事業所の長が専決決裁をする場合は、会長の決裁印を押印する個所に「専決」と朱書し、かつ、検査事業所の長の印を押印するものとする。
- 検査事業所の長は、専決決裁に当たっては、会長の信託に基づいて専決するものであることに留意するとともに会長がその責任をまっとうすることができるように公正適確を旨とし、かつ、迅速に処理しなければならないものとする。

(合格不合格の決定)

**第7条** 検査事業所は、検査において危険物の積載方法その他積付け又はコンテナへの収納方法が省令及びこれに基づく告示並びに関係通達の定めに適していると認めるときは検査に合格したと判定し合格の決定をするものとし、適合していないと認めるときは合格しなかったと判定し不合格の決定をするものとする。

2 検査の合格不合格の決裁文書は、1件ごとに作成するものとする。

3 検査事業所の長は、検査の合格不合格は、第6条の規定により、速やかに、専決決裁をするものとする。

4 検査事業所の長は、前項の決裁が検査を行う場所等との関係から、速やかに決裁をすることが困難であると認めるときは、あらかじめ決裁し、技術的基準に適合する場合において検査員が検査証を交付することができるものとする。

(検査証の交付の方法)

**第8条** 検査事業所は、検査証を交付し又は再交付する場合は、申請者又は当該申請者から委任を受けた者に直接手交する等できる限り確実な方法によらなければならないものとする。

2 検査事業所は、前項の委任を受けた者に検査証を交付する場合は、その交付に先立ち当該申請者から検査証の受領に関し委任を受けた旨を書面にに基づき確認しなければならないものとする。

(検査証の交付等)

**第9条** 検査事業所は、検査に合格した者に対しては規程第12条の検査証を交付するものとする。

2 検査事業所は、検査に不合格となった者に対しその旨を通知するものとする。

3 第1項の検査証は、検査の申請を受理した検査事業所において作成し、交付するものとする。

4 第2項の通知は、検査事業所が口頭により行うものとする。ただし、書面による通知を希望する旨の申出をした者に対しては、書面により行うものとする。

**第10条** 検査事業所は、前条第3項の規定により検査証を作成するときは、次の各号に掲げる用に供するため当該検査証の控1通及び写し1通以上を作成するものとする。

一 控1通 検査証を交付した検査事業所における危険物積付検査簿又は危険物コンテナ収納検査簿の用

二 写し1通 本部への報告の用

三 その他の写し 検査証の交付を受けた者から申請があった場合の交付の用

2 検査事業所は、検査の申請者から危険物積付検査証英訳書又は危険物コンテナ収納検査証英訳書の交付の申請があったときは、危険物積付検査にあっては危険物積付検査証英訳書(第1号様式)を、危険物コンテナ収納検査にあっては危険物コンテナ収納検査証英訳書(第2号様式)を交付するものとする。

3 前項の危険物積付検査証英訳書又は危険物コンテナ収納検査証英訳書は、当該危険物積付検査証又は危険物コンテナ収納検査証を交付した検査事業所において作成し、交付するものとする。

**第11条** 検査事業所は、検査証の交付を受けた者から当該検査証の写しの交付の申請があったときは、当該検査証の写しを交付するものとする。

(検査証の記載要領)

**第12条** 検査証の記載要領等は、細則で定めるものとする。

## 第4章 検査員の選任

(危険物検査員による検査の執行)

**第13条** 協会は、職員のうちから危険物検査員を任命し、危険物積付検査及び危険物コンテナ収納検査の執行に関する事務を行わせるものとする。

**第14条** 会長は、次条に定める資格を有する者が危険物検査員としての技能及び品格を有すると認める場合には、当該資格者を危険物検査員に選任するものとする。

(危険物検査員の要件)

**第15条** 危険物検査員となるための資格は、次の各号のいずれかに適合する知識経験を有する者であるものとする。

- 一 危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵の監督又は検査について、次表の(1)欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の(2)欄に掲げる年数以上の実務の経験を有し、かつ、(3)欄の危険物検査員選任研修課程を修了したこと。

(1) 学 歴	(2) 危険物の収納、積付けその他の運送及び貯蔵の監督又は検査について下欄の年数以上の実務の経験	(3) 危険物検査員選任研修
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学院若しくは大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学(以下「大学等」という。)において船舶に関する学科を修得して卒業した者	1年以上	危険物船舶運送に関する専門的知識について4日間以上の研修を修了し、筆記試験に合格すること(見習危険物検査員)。及び、見習危険物検査員としての危険物コンテナ収納検査又は危険物積付検査に係るOJT研修を5日以上修了すること。
大学等において船舶に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校若しくは旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校(以下「短期大学等」という。)において船舶に関する学科を修得して卒業した者	2年以上	
短期大学等において船舶に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校において船舶に関する学科を修得して卒業した者	4年以上	

- 二 次表の(1)欄に掲げる学歴の区分に応じ、それぞれ同表の(2)欄及び(3)欄に掲げるの危険物検査員選任研修課程を修了し、一号に掲げる者と同等以上の知識経験を有すること。

(1) 学 歴	(2) 座学研修 危険物船舶運送に関する専門的知識について研修を修了し、筆記試験に合格すること(見習危険物検査員)。	(3) OJT 左欄の座学研修終了後1年以内に見習危険物検査員として危険物コンテナ収納検査又は危険物積付検査に係るOJT研修を規定日数以上実施すること。
大学等において船舶に関する学科を修得して卒業した者	4日以上	15日以上
大学等において船舶に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は短期大学等において船舶に関する学科を修得して卒業した者	4日以上	25日以上
短期大学等において船舶に関する学科以外の工学に関する学科を修得して卒業した者又は学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校若しくは旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校において船舶に関する学科を修得して卒業した者	4日以上	45日以上
上3段の学歴のいずれにも該当しない者	4日以上	90日以上

(解任)

**第16条** 会長は、危険物検査員が次の各号の一に該当する場合は、危険物検査員を解任するものとする。

- 一 協会を退職したとき。
- 二 懲戒処分を受けたとき。
- 三 その他危険物検査員として不相当と認めるとき。

## 第5章 手数料及び旅費

(危険物積付検査に関する手数料及び旅費)

**第17条** 危険物積付検査に関する手数料及び旅費は、次に掲げるものとする。

### 一 危険物積付検査手数料

#### イ 基本料金

##### (1) コンテナ詰されている場合

コンテナ1個につき ..... 9,300 円

ただし、6個以上を同時に検査する場合は

6個以上1個につき ..... 6,950 円

##### (2) (1)以外の場合

100個まで ..... 21,000 円

100個を超え、1,000個までの個数については、

10個又はその端数につき ..... 320 円

1,000個を超え、2,000個までの個数については、

10個又はその端数につき ..... 180 円

2,000個を超える個数については、

10個又はその端数につき ..... 80 円

ここで、1個の正味質量（放射性物質等にあつては、容器又は包装の質量を含む。）が50キログラムを超えるものについては、50キログラムを超える100キログラム又はその端数ごとに1個の割合で算出した個数を1個に加えた数とする。

#### ロ 時間外割増料金

16時30分より21時30分まで 1時間につき ..... 1,953 円

21時30分より5時まで 1時間につき ..... 2,344 円

5時より8時30分まで 1時間につき ..... 1,953 円

8時30分より16時30分まで

(日曜日、国民の祝日に関する法律

(昭和23年法律第178号)に規定

する休日及び年末年始(12月31日

から翌年の1月3日(前記の日を

除く))に限る。) 1時間につき ..... 1,953 円

#### ハ 検査証等交付料

##### (1) 検査証交付料

3通まで ..... 無料

4通以上1通につき ..... 342 円

##### (2) 英訳書交付料

3通まで ..... 無料

4通以上1通につき ..... 342 円

### 二 旅費

#### イ 日当(検査事業所所在地より片道80km以上の地域に出張した場合)

1 日につき	2,000 円
ロ 宿泊料 1 日につき	10,700 円
ハ 交通費	実 費

(危険物コンテナ収納検査に関する手数料及び旅費)

**第 18 条** 危険物コンテナ収納検査に関する手数料及び旅費は、次に掲げるものとする。

一 危険物コンテナ収納検査手数料

イ 基本料金

コンテナ 1 個につき、当該コンテナに収納される危険物の個数 100 個までを 20,400 円とし、100 個を超える個数については 10 個又はその端数につき 310 円を加算した額とし、39,900 円を限度とするものとする。

ただし、

- (1) オンライン申請システムを利用して申請する場合は、コンテナ 1 個につき、3,000 円を割引く。
- (2) 一の検査場所又は一の荷主の同一市区町村(政令指定都市の場合は同一区)の検査場所で、過去 1 年間(暦年ベース以下同じ)に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 100 個以上の場合は、同検査場所で翌年度に検査するコンテナにつき次の料金を割り引く。
  - ① 過去 1 年間に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 100 個以上 1,000 個未満の場合は、コンテナ 1 個につき、2,500 円を割り引く。
  - ② 過去 1 年間に検査したコンテナ数又は過去 2 年間に検査したコンテナの年平均コンテナ数が 1,000 個以上の場合は、コンテナ 1 個につき、4,500 円を割り引く。

ロ 時間外割増料金

16 時 30 分より 21 時 30 分まで 1 時間につき	1,953 円
21 時 30 分より 5 時まで 1 時間につき	2,344 円
5 時より 8 時 30 分まで 1 時間につき	1,953 円
8 時 30 分より 16 時 30 分まで (日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号)に規定 する休日及び年末年始(12 月 31 日 から翌年の 1 月 3 日(前記の日を 除く))に限る。)	1 時間につき 1,953 円

ハ 検査証等交付料

(1) 検査証交付料

3 通まで	無 料
4 通以上 1 通につき	342 円

(2) 英訳書交付料

3 通まで	無 料
4 通以上 1 通につき	342 円

二 旅費

イ 日当(検査事業所所在地より片道 80 km 以上の地域に出張した場合)

1 日につき	2,000 円
ロ 宿泊料 1 日につき	10,700 円
ハ 交通費	実 費

## 第6章 雑則

(検査記録等)

**第19条** 検査事業所は、実施した検査に関して、危険物積付検査にあつては危険物積付検査記録（第3号様式）、危険物コンテナ収納検査にあつては危険物コンテナ収納検査記録（第4号様式）に必要な事項を記載するものとする。

(検査簿等)

**第20条** 検査事業所は、検査の合格不合格の決定の決裁文書に危険物積付検査申請書及び危険物積付検査証の控又は危険物コンテナ収納検査申請書及び危険物コンテナ収納検査証の控を添えて、それぞれ危険物積付検査簿又は危険物コンテナ収納検査簿として保管するものとする。

(本部安全技術室への報告)

**第21条** 検査事業所の長は、毎月10日までに前月中に行った検査の概要を危険物積付検査実績等報告書（第5号様式）及び危険物コンテナ収納検査実績等報告書（第6号様式）に危険物積付検査証の写し及び危険物コンテナ収納検査証の写しを添えて、本部安全技術室に報告するものとする。

(国土交通省への報告)

**第22条** 協会は、毎四半期の検査の概要を、当該四半期経過後1月以内に、危険物積付検査実施状況報告書（第7号様式）及び危険物コンテナ収納検査実施状況報告書（第8号様式）により国土交通省海事局検査測度課長に報告するものとする。

(書類等の整理保存)

**第23条** 検査事業所は、危険物積付検査記録、危険物コンテナ収納検査記録、危険物積付検査簿及び危険物コンテナ収納検査簿を毎年4月1日から翌年3月31日までに処理が終了したものを一綴りとし、処理が終了した年の翌年から5年間保存するものとする。

2 本部は、危険物積付検査実施状況報告書及び危険物コンテナ収納検査実施状況報告書を、毎年4月1日から翌年3月31日までの処理が終了したものを一綴りとし、処理が終了した年の翌年から5年間保存するものとする。

附則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附則

この規則は、国土交通大臣の認可を受けた日（平成20年6月12日）から実施する。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成21年8月1日から施行する。

附則

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年7月10日から施行する。

附則

この規則は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この規則は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

附則

この規則は、平成 30 年 2 月 13 日から施行する。

附則

この規則は、平成 31 年 1 月 1 日から施行する。

以 上

## 別記（第3条関係）検査の実施の要領

（検査実施方法）

**第1条** 危険物検査員は、検査の執行については、規程第2条で定めるところに従い行うものとし、その実施の要領は、省令の規定、危険物告示及び放射性物質告示の規定並びに関係通達の規定によるほか、この別記の定めによるものとする。

（危険物積付検査実施方法）

**第2条** 危険物積付検査に当たっては、次の各号に掲げる事項に注意するものとする。

- 一 危険物を運送する船舶の構造及び設備並びに当該危険物以外の積載貨物の性状等を調査し、かつ、当該危険物の運送距離、当該船舶の航路及び寄港地、季節等を考慮したうえ、当該船舶が当該危険物を積載するのに適していることを確認すること。
- 二 危険物の性状、容器及び包装、危険物を収納するコンテナの種類等により積載場所が選定され、同一の船倉又は区画における積み合わせ貨物に注意され、かつ、危険物告示の別表に定められた積載方法（放射性物質等の積載方法を除く。）又は省令第94条第1項に規定する放射性物質等の積載方法がとられていることを確認すること。
- 三 危険物の積付場所は、機関室、石炭庫、調理室、居住場所、旅客室等に接近しない通風良好な場所が選定され、かつ、甲板下にあつては倉口等の開口部から近づきやすい場所が選定されていることを確認すること。
- 四 危険物の容器、包装、正標札、副標札及び表示並びに危険物を収納するコンテナ及び当該コンテナの正標識、副標識及び表示が省令に違反したものでないこと、不完全なものでないこと、損傷のないこと、漏えい等の異常のないことその他当該危険物による危険の発生のおそれのないことを確認すること。
- 五 危険物を積載しようとする場所は、あらかじめ、十分に清掃されていることを確認すること。
- 六 危険物は、これを投げ、落とし、ころがす等不注意な取扱いがされていないことを確認すること。
- 七 危険物及びその付近の貨物は、運送中に移動、転倒、衝撃、摩擦等が生じないように措置が講じられていることを確認すること。
- 八 同一の船舶に品名の異なる危険物（火薬類相互を除く。）を積載する場合の相互の隔離は、危険物告示別表第1の隔離の欄及び危険物告示別表第14（危険物相互の隔離表）に従っていることを確認すること。
- 九 同一の船舶に品名の異なる火薬類を積載する場合の相互の隔離は、危険物告示別表第1の隔離の欄及び危険物告示別表第14の2（火薬類相互の隔離表）に従っていることを確認すること。
- 十 毒性高圧ガス、毒物、放射性物質等（危険物告示別表第一の国連番号の欄に2908、2909、2910又は2911と掲げられている危険物を除く。）、腐食性物質及び副次危険性等級が6.1又は8の危険物と食料を同一の船舶に積載する場合は、危険物告示第14条の4第3、4及び5号の規定に従って積載されていることを確認すること。
- 十一 火災又は爆発の危険のある危険物を取り扱う場所においては、火気の取扱いを禁止し、かつ、工事（溶接、リベット打ちその他火花又は発熱を伴う工事をいう。以下この条において同じ。）が行われないことを確認すること。
- 十二 危険物を積載している船舶における工事については、省令第5条の規定に従って行われることを確認すること。
- 十三 危険物は、移動、転倒、衝撃、摩擦、圧壊、漏えい等を生じないようにされ、かつ、荷敷等を用いて緊密に積付けされていることを確認すること。
- 十四 危険物積付検査執行後において危険物の品名、数量、積載方法、積付け等を申請者において変更した場合は、再検査が必要である旨を申請者に通告すること。
- 十五 機械器具を用いて検査を行う場合は、必要な精度を満たしている機器を使用すること。
- 十六 機械器具を用いて検査を行う場合で、借入れにて実施する場合は、使用前に校正記録等の確認をし、検査結果に影響すると判断された機器は使用しないこと。



(危険物コンテナ収納検査実施方法)

**第3条** 危険物コンテナ収納検査に当たっては、次の各号に掲げる事項に注意するものとする。

- 一 危険物を収納するコンテナの構造及び設備並びに当該コンテナに収納される当該危険物以外の貨物の性状等を調査し、かつ、当該危険物の運送距離、運送船舶の航路、季節等を考慮したうえ、当該コンテナが当該危険物を収納するのに適していることを確認すること。
- 二 収納する危険物の容器、包装、正標札、副標札並びにコンテナの正標識、副標識及び表示が省令に違反したものでないこと、不完全なものでないこと、損傷のないこと、漏えい等の異常のないことその他当該危険物による危険の発生のおそれのないことを確認すること。
- 三 危険物を収納しようとするコンテナの内部は、あらかじめ、十分に清掃されていることを確認すること。
- 四 危険物は、これを投げ、落とし、ころがす等不注意な取扱いをされていないことを確認すること。
- 五 収納する危険物は、運送中に移動、転倒、衝撃、摩擦等が生じないように収納され、かつ、収納する危険物のいずれの部分もコンテナの外部に突出していないことを確認すること。
- 六 品名の異なる危険物（火薬類相互を除く。）は、危険物告示別表第1の隔離の欄及び危険物告示別表第14(危険物相互の隔離表)に従って同一のコンテナに収納されることを確認すること。
- 七 品名の異なる火薬類は、危険物告示別表第14の2(火薬類相互の隔離表)に従って同一のコンテナに収納されることを確認すること。
- 八 品名の異なる危険物又は危険物と危険物以外の貨物は、相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐しよく作用を起し、その他危険な物理的又は化学的作用を起すおそれのある場合は、同一のコンテナに収納されないことを確認すること。
- 九 危険物コンテナ収納検査が終了したコンテナの開閉扉は、確実に閉鎖されることを確認すること。
- 十 防護対象特定核燃料物質（区分一又は区分二のものに限る。）が収納されたコンテナは、施錠及び封印その他の容易に開封されないための措置が講じられていることを確認すること。
- 十一 危険物コンテナ収納検査執行後において危険物の品名、数量、収納方法等を申請者において変更した場合は、再検査が必要である旨を申請者に通告すること。
- 十二 機械器具を用いて検査を行う場合は、必要な精度を満たしている機器を使用すること。
- 十三 機械器具を用いて検査を行う場合で、借入れにて実施する場合は、使用前に校正記録等の確認をし、検査結果に影響すると判断された機器は使用しないこと。

以 上